

[事案 2022-264] 手術給付金支払請求

・令和 5 年 7 月 12 日 裁定打ち切り

<事案の概要>

同日に 2 回受けた手術に対し、1 回分の手術給付金しか支払われなかったことを不服として、2 回分の手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和 3 年 6 月に右手関節鏡下滑膜切除および右尺骨短縮術を受けたことから、平成 20 年 6 月に契約した定期保険（医療給付金付）にもとづき手術給付金を請求したところ、あわせて 1 回分の手術給付金が支払われた。しかし、手術前に数回、保険会社に対して、同日に 2 回の手術を行う旨の問合せしており、1 回分しか支払われないことの案内はなかったことから、2 回分の手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款において、「時期を同じくして 2 種類以上の手術を受けた時は、(略) 給付倍率の多いいずれか 1 種類の手術についてのみ手術給付金を支払います」と規定されている。
- (2)申立人は、当社に照会した結果、2 回の手術給付金が支払対象と認識したと主張しているが、誤案内の事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は、申立人の主張内容等を事情聴取によって確認する必要があるところ、日中連絡先に複数回架電をしたが繋がらず、書面にて複数回連絡を要請するも連絡がなく、事情聴取を実施することができないことから、裁定手続を打ち切ることとした。